

感染防止策チェックリスト

開催日時	令和4年8月			
	各スケジュール表参照			
イベント名	就職支援セミナー及び企業説明会・相談会			
開催会場	ウェスタ川越内 会議室			
会場所在地	川越市新宿町1-17-17			
収容定員	<input checked="" type="checkbox"/>	4階大会議室 135人 3階中会議室A 54人 1階多目的ホールA~D 各60人	<input type="checkbox"/>	収容定員なし
	<input checked="" type="checkbox"/>	(大声なし) ※1 収容定員の100%以内	<input type="checkbox"/>	(大声なし) ※1 密にならない程度の間隔
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/>	(大声あり) ※1 収容定員の50%以内	<input type="checkbox"/>	(大声あり) ※1 十分な人と人との間隔 (なるべく2m 最低1m)
	参加人数 ・ 4階大会議室 60人・ 3階中会議室A 30人 ・ 1階多目的ホールA~D 各30人			
出演者 チーム等	各スケジュール表参照			
主催者	埼玉県			
主催者 所在地	川越市脇田本町8-1 U_PLACE3階 企業人材サポートデスク川越			
主催者 連絡先	(電話番号)		(メールアドレス)	
	049-265-6310		a4510-12@pref.saitama.lg.jp	
開催案内等 のURL	https://hwus.jp/seminar/seminar_cat/sc210			
その他の 特記事項 ※2	就職支援セミナー及び企業説明会・相談会のため、大声での発声はない。			

-
- ※ 1 大声の定義: 「客が、通常よりもはるかに大きな音量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を施さないイベントは「大声あり」に該当とすることと整理します。
- ※ 2 大声なしとした場合、大声無しとした理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載してください。

感染防止策チェックリスト

	チェック欄	【○、×、－（該当なし）】
①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底	○	<p>【大声なしの場合】</p> <p>飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>(※) 大声の定義を「客が、通常よりもはるかに大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。</p> <p>【大声ありの場合】「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。</p>
②手洗、手指・施設毒の徹底	○	こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)
	○	主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。
③換気の徹底	○	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上等)の徹底。
④来場者間の密集回避	○	入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。
	○	休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築。
	○	大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性があるイベントは、前後左右の座席と身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

	チェック欄	【○、×、－（該当なし）】
⑤ 飲食の制限	—	飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
	—	飲食中以外のマスク着用の推奨。
	—	長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用 エリア 以外（例：観客席等）は自粛。
	—	自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。
⑥ 出演者等の感染対策	○	有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
	○	練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
	○	出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。
⑦ 参加者の把握・管理	○	チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
	○	入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
	○	時差入退場の実施 や 直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。